

八雲町奨学金償還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における産業の担い手を確保するとともに、人材の町外流出を食い止めるため、高等教育機関を卒業後に町内に居住及び就職する者へ在学中に借り入れた奨学金の償還に対して補助を行うことに関し、八雲町補助金等交付規則（平成17年八雲町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 高等教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び専門職大学含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、大学院をいう。
- (2) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する町の住民基本台帳に記録されていること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録されている場合に限る。）をいう。
- (3) 町内事業所 八雲町内に本店又は主たる事業所若しくは支店の住所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (4) 町内定着 町内事業所に就業（自ら事業主となっている場合を含む。）し、且つ、八雲町内に住所を有していることをいう。
- (5) 正規雇用 社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無）を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。

(補助対象奨学金)

第3条 補助の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号に掲げる奨学金とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項の規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。）
- (2) 八雲町教育委員会規則に定める奨学金（八雲町奨学金の貸付けに関する規則（平成17年八雲町教育委員会規則第17号）及び八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費の補助に関する規則（平成17年八雲町教育委員会規則第19号）に規定する貸与金をいう。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当す

る者とする。

- (1) 高等教育機関の修学のために補助対象奨学金の貸与を受けた者であること。
- (2) 補助対象奨学金の償還を延滞していないこと。
- (3) 正規雇用者として事務所、事業所に勤務している（自ら事業を営む者を含む。）こと。
- (4) 町内事業所に3年以上継続して勤務する見込みがあり、且つ、町内に定住するもの。
- (5) 八雲町特定滞納者に対する行政サービス制限条例（平成19年八雲町条例第25号）に規定する特定滞納者等でないこと。
- (6) 八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学金の補助に関する規則第10条に該当する者であること。
- (7) 八雲町奨学金の貸付けに関する規則による奨学金の貸与を受け、全額償還免除を受けていないこと。
- (8) 八雲町病院奨学金貸付条例（平成17年八雲町条例第131号）による奨学金の貸付けを受けていないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、国家公務員及び地方公務員、独立行政法人の職員である者は補助対象者としなない。ただし、八雲総合病院、又は八雲町熊石国民健康保険病院に勤務する助産師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12号第2項に規定のとおり登録されており、第5項のとおり免許証を交付された者）、看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第3項に規定のとおり登録されており、第5項のとおり免許証を交付された者）、准看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第4項に規定のとおり登録されており、第5項のとおり免許証を交付された者）及び薬剤師（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条第1項のとおり登録されており、第2項のとおり免許証を交付された者）はその限りではない。

（補助対象期間）

- 第5条 補助金交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和2年4月1日以降に新たに町内事業所に正規雇用された日（自ら事業を営む者にあつては、当該事業を開始した日）の属する月の初日から起算して5年を経過する日までとする。

（補助金額）

- 第6条 補助金の額は、月額2万円を上限とするが、補助対象期間が開始する日が属する月から3年を経過する日までの期間は償還額の100分の100、それ以降の期間については償還額の100分の50を上限とする。

- 2 第1項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助の対象

となった日から12月が経過する日までに次の各号に掲げる書類を町長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 八雲町奨学金償還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象奨学金の貸与を受けていることを証する書類（奨学金償還年が初年度でない場合は、償還残額を証する書類）
- (3) 高等教育機関を卒業したことを証する書類
- (4) 在職証明書
- (5) 住民票の写し（町内事業所に就業した日以降のもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査並びに必要な応じて行う調査及び照会等により補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付することとしたときは、その旨を八雲町奨学金償還支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとし、補助金を交付しないこととしたときは、八雲町奨学金償還支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

（就業状況の変更等）

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定の後において、就業又は住所の状況等に変更が生じたときは、遅滞なく八雲町奨学金償還支援事業補助金変更申請書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

（補助金の変更承認等）

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査並びに必要な応じて行う調査及び照会等により補助金変更の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、変更を承認、又は却下することとしたときは、その旨を八雲町奨学金償還支援事業補助金変更申請承認（却下）通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第11条 補助対象者は第8条第2項の規定による交付決定通知を受けた場合において、補助金の交付を希望しなくなったとき、又は補助対象要件を満たさなくなったときは、その旨を八雲町奨学金償還支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第6号）により補助金の交付申請を取下げすることができる。

- 2 前項に規定する届出があったときは、申請に係る補助金の交付決定は、無かったものとみなす。

（各年度実績報告）

第 12 条 補助決定者は、補助対象期間内における最終月の最終開庁日までに次の書類を町長に提出し、当該支援期間における就業及び奨学金償還の状況等について報告しなければならない。

- (1) 就業及び奨学金償還状況報告書（様式第 7 号）
- (2) 在職証明書（最終月の最終日時点の状況がわかるもの）
- (3) 住民票の写し（最終月の最終日時点の状況がわかるもの）
- (4) 当該支援期間における奨学金償還額を証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に規定する報告において、規定する日に書類を提出できない場合は、誓約書（様式第 8 号）の提出に替えることができる。ただし、翌月の 10 日までに改めて当該書類を提出しなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

第 13 条 町長は、前条 1 項の規定による報告書の提出があった場合は、報告書の審査並びに必要な応じて行う調査及び照会等により、補助決定者の町内定着及び奨学金の償還状況が適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、その額を八雲町奨学金償還支援事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）（以下「額確定通知書」という。）により補助決定者に通知するものとする。

2 補助対象者は、額確定通知書の受領後速やかに八雲町奨学金償還支援事業補助金精算払請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、1 月以内に補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第 14 条 町長は、第 12 条の規定による報告書の提出があった場合で、報告書に係る補助決定者の町内定着及び奨学金の償還状況等が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助決定者に対してこれに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助対象期間内において第 4 条第 1 項各号に規定するいずれかの要件を満たさなくなったとき。ただし、雇用主都合による解雇その他やむを得ない事情による場合又は要件を満たさない状況が一時的なものであると認められる場合はこの限りではない。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は規定に基づく指示に違反し、又は従わず、その他偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第 13 条の規定による補助金額の確定後においても適用する。

3 町長は第1項に規定する取消しを決定したときは、その旨を八雲町奨学金償還支援事業補助金交付決定取消し通知書（様式11号）により補助決定者に通知する。

（理由の提示）

第16条 町長は、第14条の規定による指示をするとき、又は第15条に規定する取消しをするときは、補助決定者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備等）

第17条 補助対象者は、補助対象期間内における奨学金償還に係る支出を明らかにした書類等を整備し、最終年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。